

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

社員旅行「10万円基準」打出す

Q: 会社での社員旅行を計画しています。会社が旅費の全額を負担するつもりですが、すべて福利厚生費にしてよいですか。

A: 会社が社員旅行の費用を負担した場合、昨年5月31日までの税務上の取扱いは、

- ①社員旅行の50%以上を会社負担とし、
- ②参加者が従業員の50%以上で、
- ③旅行期間が現地3泊以内であれば、

会社側の負担は福利厚生費となり、従業員側も給与課税を受けることはありませんでした。

そうした取扱いが同年6月1日を境に、①を撤廃して、③の日数要件が4泊以内とされました。

ただし国税庁では「会社の費用負担が、従業員一人あたりおおむね10万円を超えるような社員旅行に対しては否認するように内部に徹底している」(法人税課) そうですので、10万円がひとつの目安となるでしょう。

ご質問の場合、参加者が従業員の50%以上で、旅行期間が現地4泊以内であり、一人あたりの費用が10万円以内であれば、全額を福利厚生費に計上しても差し支えありません。

